

開催日:R7.1.16(木)

与那原町水道料金値上げ に関する住民説明会

与那原町役場上下水道課

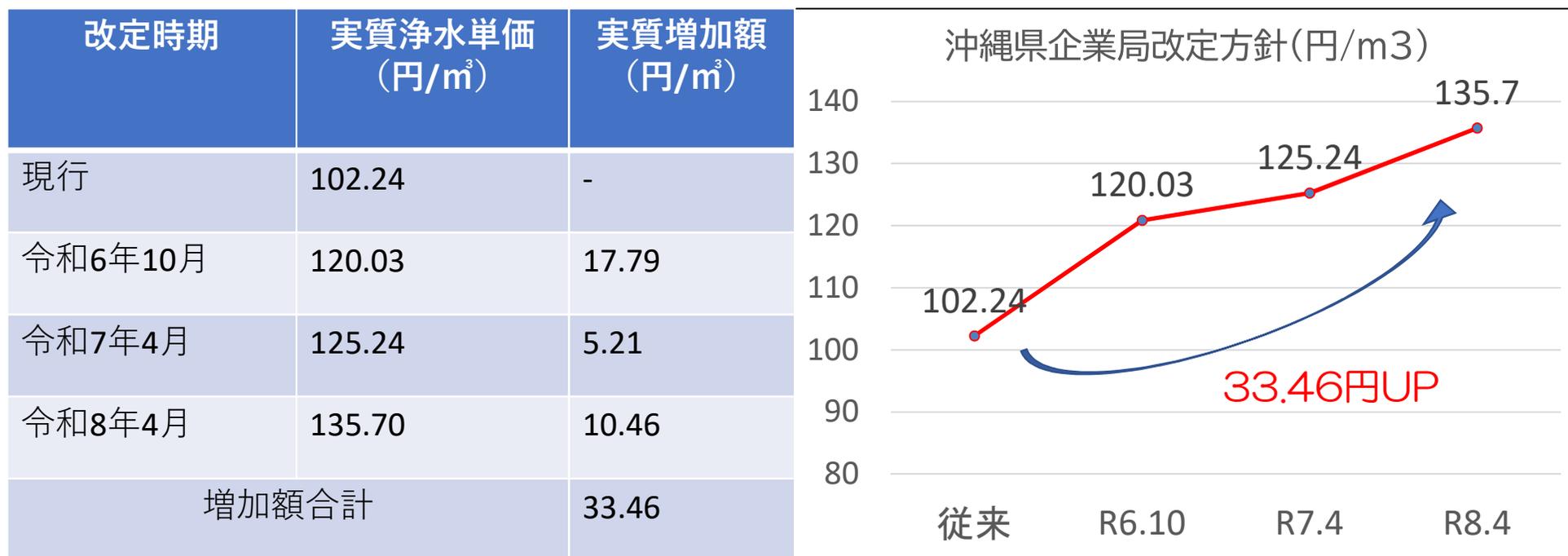
会次第

- はじめに
- 県企業局の値上げ
- 現行料金そのままだと
- 料金改定（案）
- 今後の取組み
- おわりに

はじめに

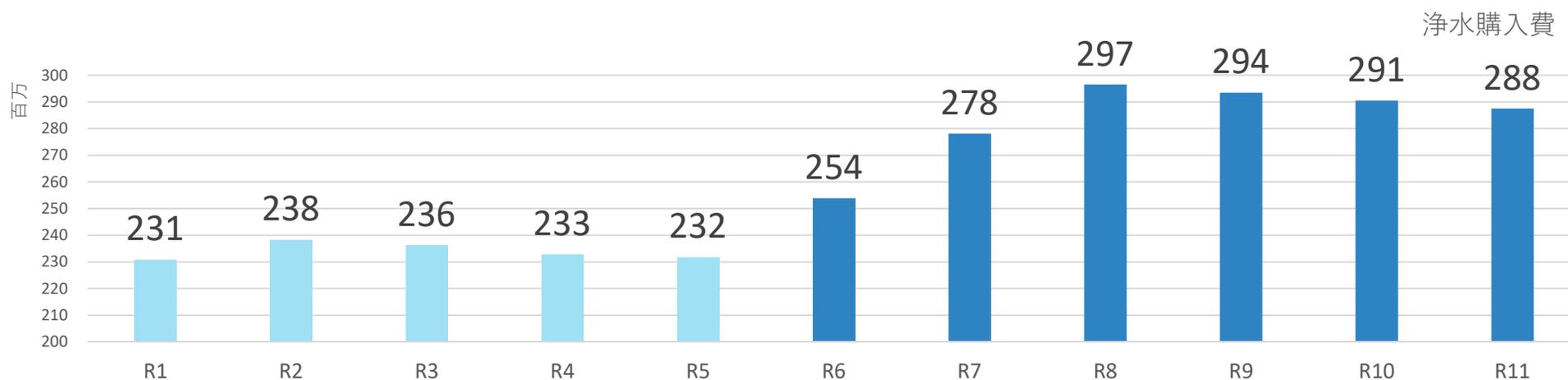
- 本町の水道事業は沖縄県企業局から浄水を購入し、使用者の皆様からの料金収入で運営しております。その収入の中から営業費用や配水管の維持管理費を賄っております。
- 本町の料金体系は、**1993年11月1日**に施行されており、約**30年間**料金を維持しながら、安定した給水を実現してまいりました。
- 県企業局による値上げは、本町水道事業にとって費用の大幅な増加であり、現行の料金体系のままでは安定給水に支障をきたします。
- 適正な料金を検討するため、水道料金改定委員会を設置し、**3回**の委員会を開催しました。

県企業局の値上げ



今後、給水収益が伸び悩む一方、老朽化施設の更新や水道広域化に係る施設整備に伴う費用の増に加え、電気料金の上昇も相まって、経営状況の急激な悪化が見込まれ、現状のままでは老朽化の進行により、故障等の頻発・重大化を招くことが懸念され安定給水に支障を来す可能性があるため

浄水費の費用増



過去5年間の浄水購入費の推移と今年度を含む今後6年間の見込額になります。

浄水単価の値上がりにより、令和8年度まで増加していきます。令和9年度以降は水需要が減少傾向にあることを反映して微減していく推計です。

現行料金のみだと

水道法施行規則に基づき料金算定期間を5年間とし、今後の収支見込を試算すると、5年間で3.7億円の不足が発生します。

費用見込		収入見込		5年間収支見込（令和7～11年度）			
①経営に要する費用 （人件費、修繕費、委託費、減価償却費、支払利息など）	③その他収入額 （他会計補助金など）	①	経営に要する費用	22.8	億円		
		②	資産維持費	1.2	億円		
②資産維持費 （更新費など）	④水道料金収入額	③	その他収入額	1.2	億円		
		④	水道料金収入額	19.1	億円		
		⑤	収入不足額	3.7	億円		
	⑤収入不足額		年平均不足額	0.7	億円		



水道料金
引き上げ分



5年間で必要な経費

=

5年間の必要な収入

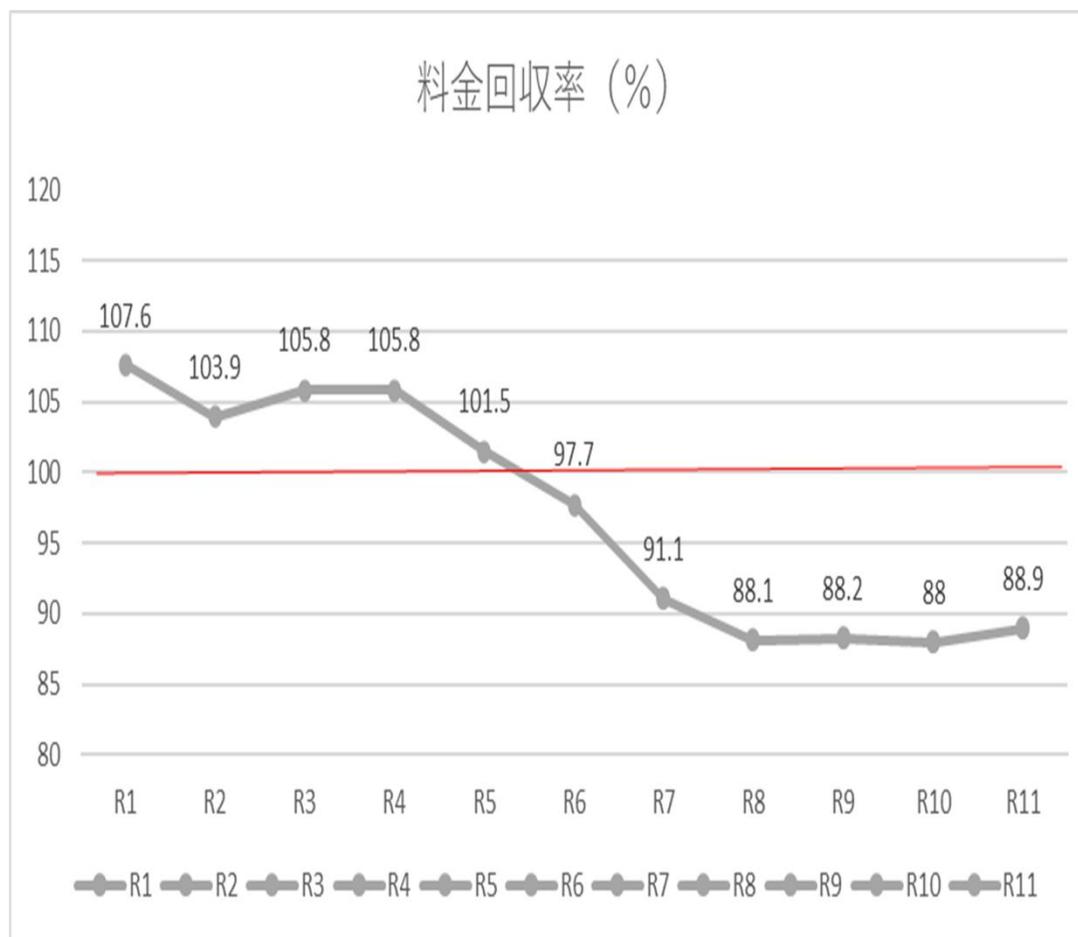
水道料金算定要領（H27.2日本水道協会策定）に基づき「総括原価方式」で算出。既存の水道施設を維持管理していくために必要な経費や企業債の支払利息、資産維持費を算定しております。

料金回収率の推移

令和6年度から給水原価が供給単価を上回る状況（料金回収率が100%未満）が続くこととなり、料金収入で給水に係る費用を賄っていない状況になります。

今後も料金収入の減少が予想される中で、物価の高騰や老朽化した水道管の更新投資等による費用負担の増加により、将来においても給水原価が供給単価を上回る状況は継続し、経営状況が悪化していくことが予想されます。

- ◆供給単価：水道使用者の皆様から頂く1m³あたりの販売単価
- ◆給水単価：水道水を1m³供給するのに要した経費
- ◆料金回収率：供給単価÷給水原価によって算出し、100%が目安値



料金改定(案)

方針

与那原町の改定方針

- (1) 令和7年10月に1m³あたり23円
- (2) 令和8年10月に1m³あたり10円

合計1m³あたり33円の値上げを検討しております。

※県企業局の値上げ幅は33.46円

改定時期	実質増加額 (円/m ³)	改定率 (%)
県企業局の第1回目の値上げから 1年間は現行のままとする		
令和7年10月	23.00	11.7
令和8年10月	10.00	4.6
増加額合計	33.00	16.8

企業局値上げとの比較

県企業局

17.79円UP

5.21円UP

10.46円UP

R6.10月

R7.4月

R8.4月

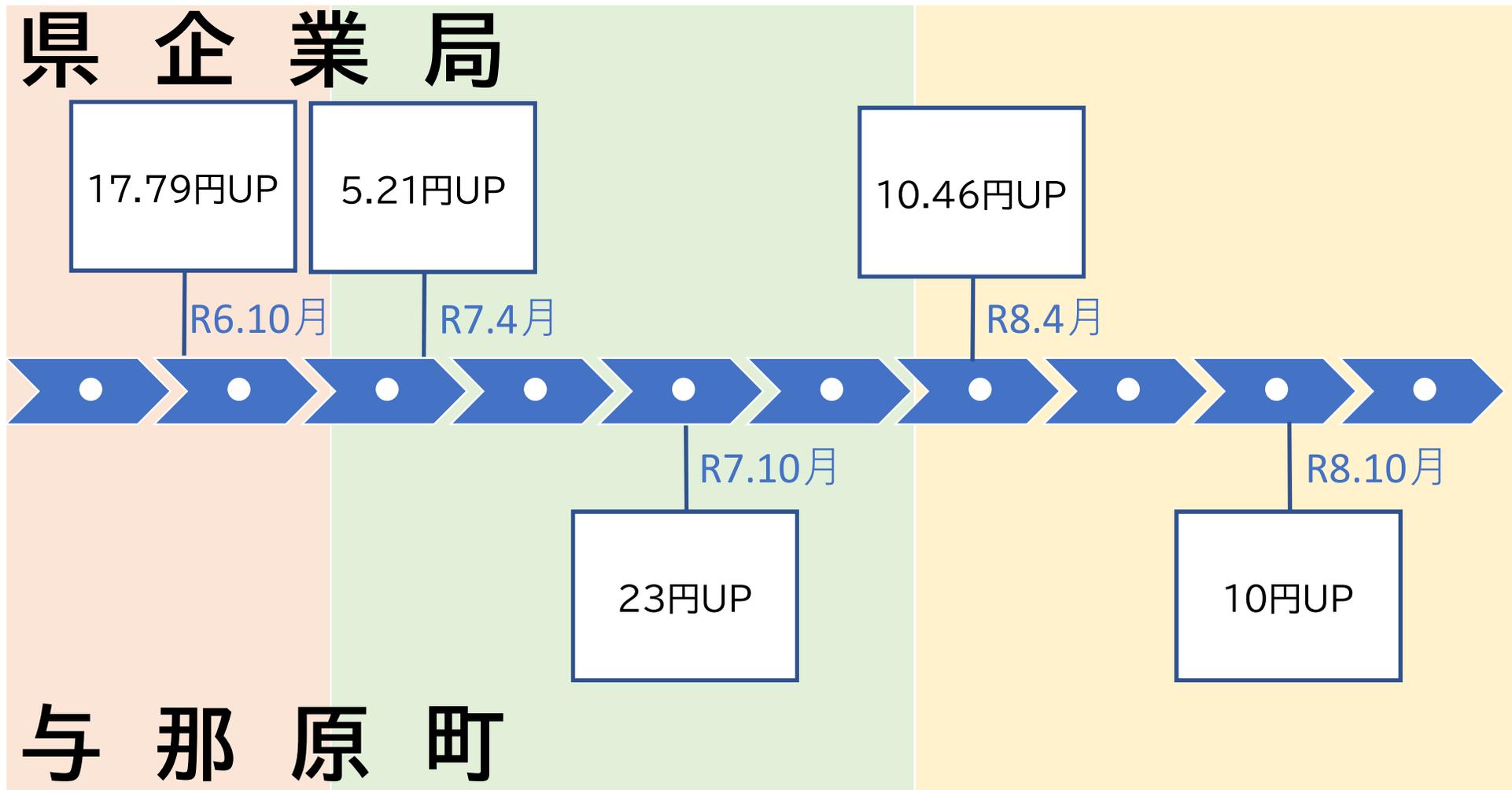
R7.10月

R8.10月

23円UP

10円UP

与那原町



料金表(案)

1m³23円
UP

1m³10円
UP

【家事用】 (1か月あたり・税抜)		現行		R7.10~		R8.10~
基本料金	0~8m ³	1,286円	➡	1,470円	➡	1,550円
超過料金 (1m ³ につき)	9~15m ³	190円	➡	213円	➡	223円
	16~30m ³	200円	➡	223円	➡	233円
	31~50m ³	214円	➡	237円	➡	247円
	51m ³ 以上	223円	➡	246円	➡	256円

料金表(案)

1m³23円
UP

1m³10円
UP

【営業用】 (1か月あたり・税抜)		現行		R7.10~		R8.10~
基本料金	0~10m ³	2,096円	➡	2,326円	➡	2,426円
超過料金 (1m ³ につき)	11~50m ³	242円	➡	265円	➡	275円
	51~100m ³	257円	➡	280円	➡	290円
	101~200m ³	266円	➡	289円	➡	299円
	201m ³ 以上	276円	➡	299円	➡	309円

料金モデル(家事用)

モデル	使用水量	現行料金	改定後料金	月増加額	年間増加額
単身世帯	7m ³	1,414円	1,705円	291円	3,492円
2人世帯	14m ³	2,668円	3,177円	509円	6,108円
3～4人世帯	28m ³	5,737円	6,754円	1,017円	12,204円
5人世帯	35m ³	7,354円	8,625円	1,271円	15,252円
6人以上	50m ³	10,885円	12,700円	1,815円	21,780円

料金モデル(営業用)

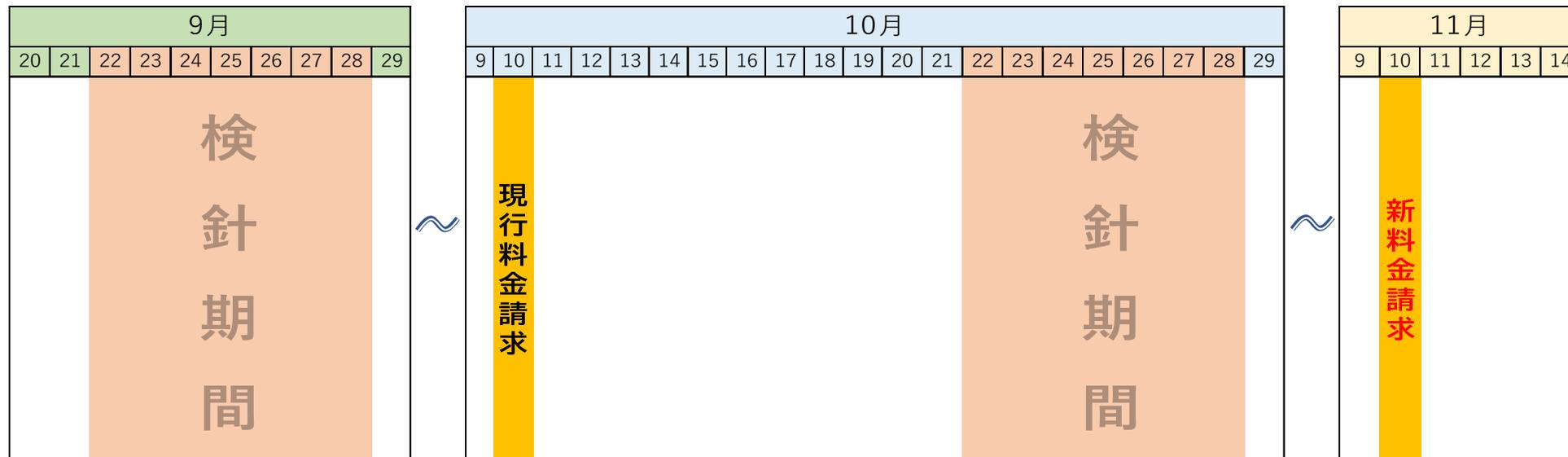
モデル	使用水量	現行料金	改定後料金	月増加額	年間増加額
営業所A	18m ³	4,435円	5,088円	653円	7,836円
営業所B	75m ³	20,021円	22,743円	2,722円	32,664円
営業所C	182m ³	51,081円	57,688円	6,607円	79,284円
営業所D	220m ³	62,420円	70,406円	7,986円	95,832円
営業所E	1,545m ³	464,690円	520,774円	56,084円	673,008円

新料金の適用時期

新料金の適用は、「令和7年10月分」として請求する水道料金からの適用となります。

(前月の検針日から10月22日～28日に検針を行った際の水量)

10月10日以後給水契約を解除した場合には、従前の検針日から解除日(閉栓日)までの料金が新料金で請求されます。



検討委員会

委員会への諮問

将来にわたり、安定的に安全な水を供給し続けるため、「与那原町上下水道料金等検討委員会規則」に基づき、学識経験者や民間団体関係者で構成する委員会に対し、町長から下記の内容について諮問しました。

令和6年10月7日 諮問

諮問の内容

- 1.水道料金の値上げ
- 2.料金改定の時期



委員会の答申概要

- 企業局の浄水購入単価の値上げに伴う経費増及び本町水道事業の経営の現状に鑑み、値上げはやむを得ない。
- 改定時期は、企業局がすでに浄水料金の改定をしているものの、急いで値上げの対応をせず、1年程度の周知期間を設けるべきである。
また、段階的な値上げとすることで使用者の急激な負担増を避けるべき。

附帯意見

- 丁寧な広報活動に努めること
- 引き続き経営改善に努めること
- 水道事業の役割と水資源の大切さを広く周知すること

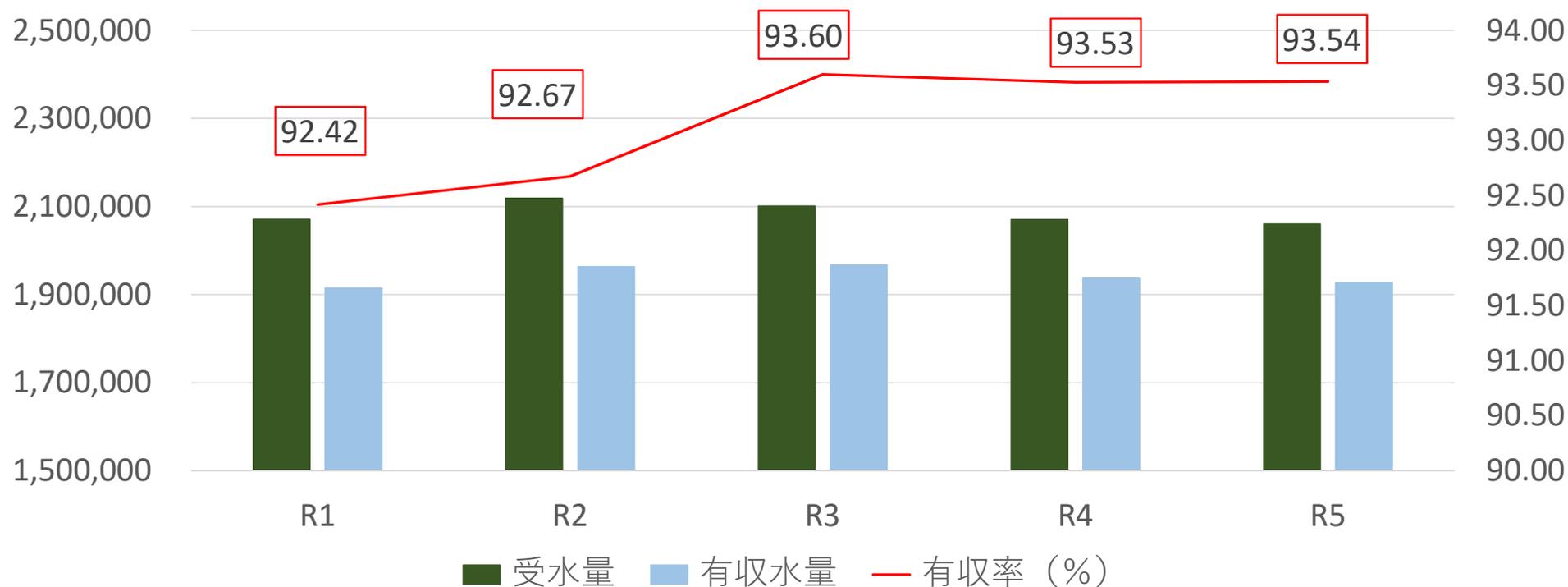
令和6年11月1日 町長へ答申



今後の取組み

過去5年間の有収率

有収率：県企業局から受水した受水量に対して、実際に使用者から料金を収受できた「有収水量」の割合。有収率が低いと供給した水に対して十分な料金が回収できず事業収益が悪化します。



水道管の老朽化

水道管の老朽化が進むと水道管の破損が多発し、漏水や道路の陥没等の支障が起こります。

また、水道管の破損により各家庭に水道水が送れなくなり、断水が発生します。



平成29年本管漏水

漏水調査

全給水区域を対象に毎年漏水調査を実施し、有収率の向上と漏水による二次災害の防止を図っています。また、細分化・ブロック分けするために、流量計の追加設置工事を実施しており、より効率的な調査ができるよう努めております。



おわりに

安心安全な水道水を今後も継続して提供していくためには、計画的に水道管や施設を更新していく必要があります。

利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、よりよい水道サービスの提供を続けていくため、より一層経営の効率化や経費の削減に努めていきますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。